

令和 2 年 1 月定例

## 中標津町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

令和2年1月定例中標津町教育委員会

1 日 時 令和2年1月31日（金）10時00分～10時50分

2 場 所 中標津町役場庁議室

3 出席者

|           |         |
|-----------|---------|
| 教 育 長     | 山 田 康 司 |
| 委 員       | 助 口 明   |
| 委 員       | 南 むつ子   |
| 教育部長      | 木 村 実   |
| 教育指導監     | 粥 川 敏 宏 |
| 管理課長      | 本 間 義 昭 |
| 総務係長      | 表 健 一   |
| 生涯学習課長    | 山 宮 克 彦 |
| 学校教育課長    | 吉 田 憲 史 |
| 指導室長      | 柴 田 達 也 |
| 学校給食センター長 | 山 根 亮 一 |
| 農業高校事務長   | 吉 川 裕 二 |
| 書 記       | 林 喜美子   |

4 欠席者

|     |         |
|-----|---------|
| 委 員 | 義 盛 幸 規 |
| 委 員 | 青 山 幸 子 |

5 議 題

議案第1号 令和2年度教育委員会所管一般会計当初予算要求について

議案第2号 中標津町立学校通学区域規則の一部を改正する規則制定について

議案第3号 スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定について

議案第4号 中標津町地域学校協働本部設置要綱の制定について

議案第 5 号 中標津町学校支援地域本部事業実行委員会設置要綱の廃止  
について

議案第 6 号 中標津町学校地域本部設置要綱の廃止について

報告第 1 号 「令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰」について

## 【開 会】

### ○山田教育長

それではただいまから 1 月の定例教育委員会を開催いたします。

本日の議題は、議案第 1 号令和 2 年度教育委員会所管一般会計当初予算要求について、議案第 2 号中標津町立学校通学区域規則の一部を改正する規則制定について、議案第 3 号スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定について、議案第 4 号中標津町地域学校協働本部設置要綱の制定について、議案第 5 号中標津町学校支援地域本部事業実行委員会設置要綱の廃止について、議案第 6 号中標津町学校地域本部設置要綱の廃止について、報告第 1 号令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰についてとなっております。

本日、義盛委員と青山委員が所用のため欠席ですが、過半数の委員が出席していますので会議は成立します。

本日の署名委員は、助口委員と南委員です。よろしくお願いします。

本日の議案第 1 号は町長への意見の申出に関する事項です。さらに報告第 1 号は個人及び団体の顕彰に関する事項です。よって議案第 1 号は中標津町教育委員会会議規則第 10 条第 1 項第 5 号の規定により、報告第 1 号は同規則第 10 条第 1 項第 7 号の規定により公開しないことにしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「よろしいです」と発言する者あり）

### ○山田教育長

それでは、議案第 1 号と報告第 1 号は公表しないこととします。

**【議 事】**

◎議案第 1 号 令和 2 年度教育委員会所管一般会計当初予算要求について

|     |
|-----|
| 非公開 |
|-----|

**◎議案第 2 号 中標津町立学校通学区域規則の一部を改正する規則制定について**

**○山田教育長**

続きまして、議案第 2 号をお願いします。

**○学校教育課長**

議案第 2 号、中標津町立学校通学区域規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

20 ページの新旧対照表をご覧ください。

こちらは俵橋小学校閉校に関する規則の改正になります。学校設置条例については、11 月の会議で議決をいただいておりますが、それを受けて、今回俵橋小学校の校区の説明を削り、東小学校の校区に加える内容の改正になっております。

施行日ですが、附則としまして令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上です。

**○山田教育長**

議案第 2 号について説明がありましたが、ご質問等ございますか。  
よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

**○山田教育長**

それでは議案第 2 号については可決されました。

## ◎議案第3号 スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 制定について

### ○山田教育長

続きまして、議案第3号お願いします。

### ○生涯学習課長

議案第3号、スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてです。

26 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分につきましては、第4条で2ヶ所、第8条で1ヶ所の計3ヶ所ございます。1ヶ所目の改正部分は、第4条第1項中、「主催する」を「主催又は主管する」へ改正するものです。これにつきましては、同条の（1）スポーツのアからウ、同じく（2）の文化のアからウに定める団体が、主管として開催する大会に対応するためです。

2ヶ所目は、第4条第2号の中の、「日本体育協会」と「北海道体育協会」がそれぞれ「日本スポーツ協会」と、「北海道スポーツ協会」へ名称が変更されたことから改正するものです。

3ヶ所目の改正内容は、第8条の、「当該年度1回を基本とするが、」を「1団体につき当該年度1回とする。なお、第4条で定める国際、全国大会および、」へ改正するものです。改正理由は、少年団内に複数のチームがあったとしても、それらを1つの団体として扱い、助成回数は年度内1回であることを明確にすることとし、ただし第4条で定める国際大会、全国大会については回数制限を設けないこととしました。

なお、この要綱は、令和2年4月1日から施行するとしております。

説明は以上です。

### ○山田教育長

議案第3号について説明がありましたが、ご質問等ありますか。

（「ありません」と発言する者あり）

### ○山田教育長

よろしいですか、それでは議案第3号については可決されました。

◎議案第4号 中標津町地域学校協働本部設置要綱の制定について

◎議案第5号 中標津町学校支援地域本部事業実行委員会設置要綱の廃止について

◎議案第6号 中標津町学校地域本部設置要綱の廃止について

### ○山田教育長

続きまして、議案第4号第5号第6号ですが、関連しておりますので一括して申し上げます。

### ○生涯学習課長

議案第4号、中標津町地域学校協働本部設置要綱の制定についてご説明申し上げます。なお、関連がございますので、議案第5号、議案第6号についても併せてご説明いたします。

今回制定する要綱については、平成20年度から実施してきた中標津町学校支援地域本部事業を、文科省の制度に合わせるため要綱を定めるものでございます。

それでは、内容について説明いたしますので29ページをお開きください。

第1条は設置の目的としました。学校と地域が連携・協働して、地域全体で子どもたちの夢に向かって生き抜く力をはぐくみ、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに地域の教育力を活性化させ、地域学校協働活動を持続的に推進させることを目的として、中標津町地域学校協働本部を設置するといたしました。

第2条は組織で、協働本部を構成する者を本部長、運営委員会、統括コーディネーター、地域コーディネーター、地域学校協働活動ボランティア、事務局員としています。

第3条は事業内容です。第1号から順に、地域及び学校の特色や実情を踏まえた協働活動を推進すること、地域学校協働活動ボランティアの登録（確保・検討・配置）と活動を推進すること、統括コーディネーター及び地域コーディネーターの配置と活動を支援すること、協働本部会議の開催、協働活動に関わる関係機関との連絡調整に関すること、そして、前各号に掲げるもののほか、協働本部が必要と認める事項を行うものと定めました。

第4条は本部長についてで、本部長は教育長が務めるものとしました。

第5条は運営委員会で、委員の構成は中標津町生涯学習委員をもって構成し、教育長が委嘱を行うこととしました。

第2項から第5項では、任期と役員について定めています。

第6条は統括コーディネーター、第7条は地域コーディネーターについて

で、その任期、実施事項について定めております。

第8条は地域学校協働活動ボランティアについてです。これまで実施してきた学校支援地域本部事業で行っていた学校支援ボランティアと同様のもので、第1号から第6号にその内容を定めております。

第9条で事務局について定め、第10条で守秘義務について、第11条では教育委員会が協働本部に対し、必要な指導助言を行うことができるものとなりました。

第12条はその他として、この要綱に定めるもののほか、協働本部の運営に必要な事項は本部長が別に定めるとしました。

最後に附則として、この要綱は令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第5号、中標津町学校支援地域本部事業実行委員会設置要綱を廃止する要綱についてご説明申し上げますので、33ページをお開きください。今回廃止する要綱については、先ほどご説明いたしました中標津町地域学校協働本部設置要綱の制定に伴い廃止するものでございまして、附則として、この要綱は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、37ページをお願いします。議案第6号、中標津町学校支援地域本部設置要綱を廃止する要綱につきましても同じ理由により、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第4号から第6号までの説明を終わります。

## ○山田教育長

議案第4号から第6号について説明がありました。

ご意見ご質問ありましたらよろしくお願いします。

(「ありません」と発言する者あり)

## ○山田教育長

よろしいですか、それでは議案第4号から第6号までについては可決されました。

◎報告第 1 号 「令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰」について

非公開